

泉大津市教育施設再編計画・概要版

第1章 目的・位置づけ

1 本計画の目的及び位置づけ等

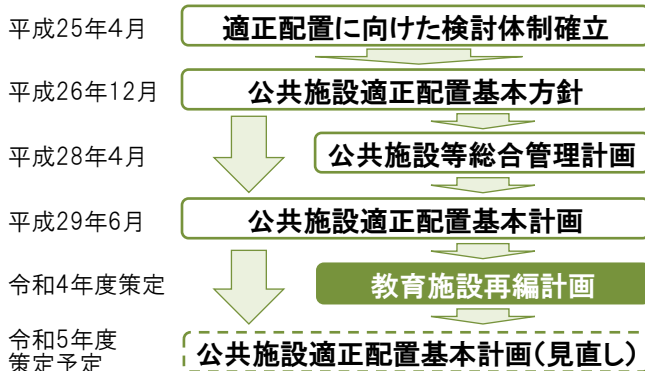
1 本計画策定の背景及び目的

- 新たなニーズに対応した教育施設づくりに取り組むとともに、社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校と地域の連携・協働が今まで以上に求められていくなか、コミュニティ・スクール等の仕組みにより、地域とともにある学校づくりを進めていくため、地域交流ゾーンの整備方針と併せ、教育施設の持つ役割を維持しつつ、効率的・効果的な再編に向けた教育施設再編計画を策定します。

2 本計画の位置づけ

- 本市においては、平成25年から本市の人口動態や財政状況の見直し等を勘案し、公共施設全体の整備等においてめざす姿や適正な規模等の検討を行ってきました。
- 本計画は、「泉大津市公共施設適正配置基本方針」で掲げる「令和21年度までに公共施設の総量を15%以上削減する」をはじめとする目標を実現するための計画として策定した「泉大津市公共施設適正配置基本計画」のうち、教育施設の再編について必要な見直しを行います。

《関連計画の策定経緯と本計画の位置づけ》



3 関連計画・方針

- 関連計画一覧

- 泉大津市教育振興基本計画(平成28年3月)
 - 泉大津市教育みらい構想(令和元年5月)
 - 泉大津市教育振興基本計画【後半期】(令和3年3月)
 - 泉大津市生涯学習推進計画(平成29年3月)
 - 泉大津市公共施設適正配置基本方針(平成26年12月)
 - 泉大津市公共施設適正配置基本計画(平成29年6月)
- 教育委員会方針

- ・ コミュニティ・スクール等の仕組みをはじめとする、学校と地域の連携・協働による「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」に向けて、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える仕組みづくりを具現化できる施設を目指した「地域交流ゾーン」を、すべての小・中学校に整備することとしています。

4 対象施設

- 本計画の検討対象とする施設は、関連計画の泉大津市公共施設適正配置基本計画の「学校教育施設G」「生涯学習施設G」「健康増進施設G」に分類されている施設のうち、教育施設に該当する施設とします。

	配置計画(第1部) :新たな生涯学習環境の形成 に向けて一体的に検討すべき施設	配置計画(第2部) :その他の教育施設
学校教育施設G①	○小・中学校(地域交流ゾーン)	○小・中学校(地域交流ゾーン除く)
学校教育施設G②	—	○教育支援センター
生涯学習施設G①	○北公民館 ○南公民館 ○勤労青少年ホーム	○図書館(シーブラ)
生涯学習施設G②	—	○文化財収蔵庫 ○池上曽根弥生学習館 ○織編館 ○あすと松之浜
生涯学習施設G④	—	○おてんのう会館
健康増進施設G①	—	○総合体育館
健康増進施設G④	—	○学校プール施設

第2章 対象施設ごとの配置計画

～第1部 新たな生涯学習環境の形成に向けて一体的に検討すべき施設～

1 小・中学校(地域交流ゾーン)、南・北公民館及び勤労青少年ホームの現状

1 小・中学校(地域交流ゾーン)、南・北公民館及び勤労青少年ホームの現状

》小・中学校における地域開放事業の取組状況

- 現在、本市では戎小学校、条東小学校、旭小学校の3校において、地域交流ゾーンに類する取組として、図書室の地域開放事業を実施しています。

場所	戎小学校	条東小学校	旭小学校
名称	りぶれEBISU	ミント条東	ブックランドあさひ
開始	平成26年10月	平成28年12月	平成31年2月

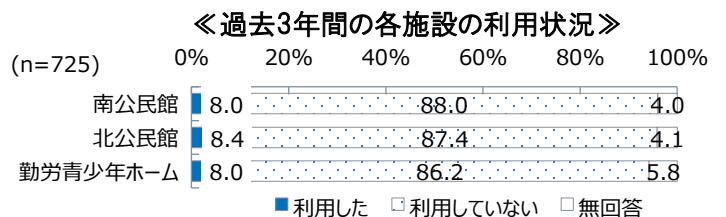
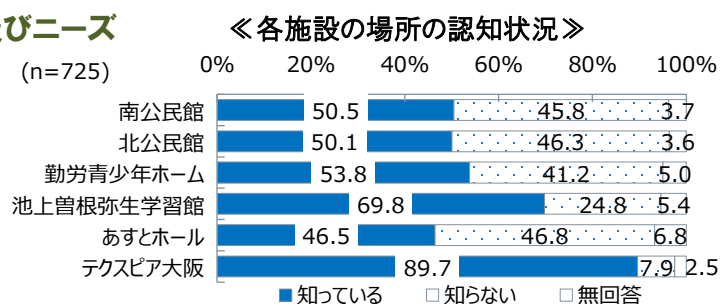
》南・北公民館及び勤労青少年ホームの現状

- 南・北公民館及び勤労青少年ホームはいずれも築年数が40年以上と、建物・設備の老朽化が進んでいる状況です。
- 南・北公民館及び勤労青少年ホームの稼働率は、諸室によって大きく異なります。いずれの施設においても、利用目的が限定されており、利用団体数の少ない諸室は、稼働率が低く、10%に満たない諸室もみられます。

2 市民の生涯学習環境に対する認知度及びニーズ

》市民の認知度

- 市民アンケート調査において、各施設がどこにあるか知っているか聞いたところ、南・北公民館及び勤労青少年ホームはいずれも50%程度と市民の認知度は低くなっています。
- 過去3年間に南・北公民館及び勤労青少年ホームを利用した割合は1割未満となっています。また、南・北公民館及び勤労青少年ホームのうちいずれか1つでも利用した人の割合は約2割となっており、一部の人にしか利用されていない状況です。



》市民のニーズ

- 市民アンケートやグループインタビュー・ワークショップを通じて、既存の南・北公民館及び勤労青少年ホームに対する施設・設備面や管理運営面での様々な課題やニーズが確認されています。

項目	主な意見
施設、設備面	・老朽化により防災面で不安／バリアフリーに対応できていない／トイレが古く狭い／Wi-Fi等の設備が不十分 等
周知・広報	・利用者以外には何をしているのかわかりにくい／利用方法が分からない 等
運営	・運営メンバーの高齢化が進み、負担感が増している 等
雰囲気	・開放感がある施設の雰囲気づくりが必要 等
アクセス	・広い駐車場や駐輪場が必要 等
セキュリティ	・(地域交流ゾーンの整備にあたって)学校のセキュリティの確保が必要 等
利用ルール	・1日3枠ではなく時間単位で利用できないか／空き状況の確認や予約が不便／市民に向けた講座を開催したい人が、もっと柔軟に施設を利用できるようになるとよい 等

II 施設配置基本方針

1 本市の新たな生涯学習環境形成に向けた検討経緯

(1)本市の生涯学習環境を取り巻く課題認識

- 本市は、泉大津市教育振興基本計画において、教育振興の基本的な方向性として「地域の豊かな学びの育成」を掲げています。実現にあたり、より幅広い市民にとって利用しやすい生涯学習環境の形成が課題です。
- 生涯学習施設の利用団体や子どもたちに対するグループインタビュー、市民ワークショップでは、各施設に対する様々な問題点、課題について意見がありました。

(2)新たな生涯学習環境の形成に向けた施設整備の必要性

- 地域交流ゾーンは、学校教育だけではなく、市民の身近な活動や交流を目的とした生涯学習の場としての役割・機能を有する施設として位置づけられます。
- また、今よりも幅広い多くの市民が利用でき、多様なニーズに対応した新たな生涯学習環境を形成するためには、本市の生涯学習環境を取り巻く課題等に対応するとともに、老朽化した南・北公民館及び勤労青少年ホームに代わる、未来を見据えた施設整備が必要です。
- その施設を中心として、身近な活動・交流の場としての機能を有した地域交流ゾーンと連携を図りながら、市域全体をフィールドに新たな生涯学習環境の形成を展開することが求められています。

2 「未来の学びの場」の整備の方向性

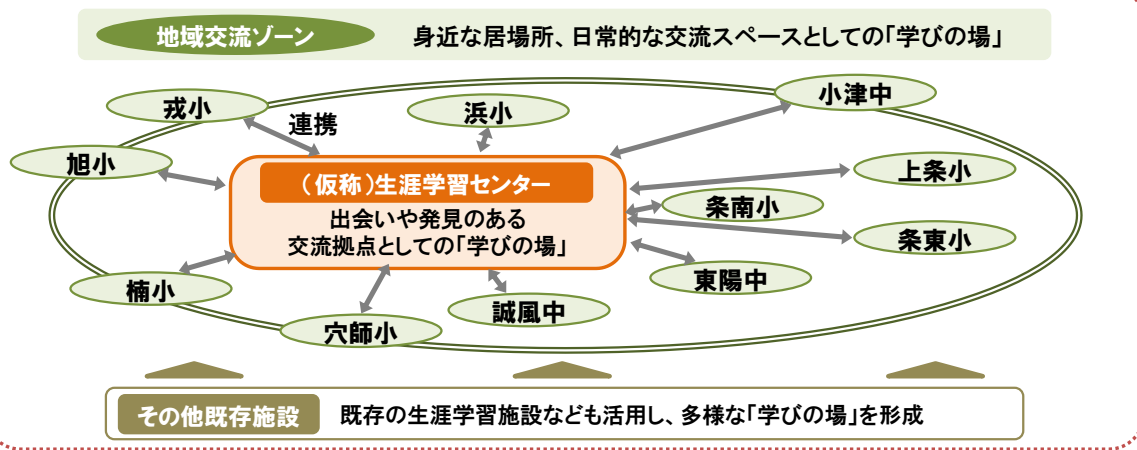
社会環境の変化や市民ニーズを踏まえた環境整備

- (1)より多くの、より多様な市民が利用しやすい環境整備
- (2)市民ニーズを捉えた、安全・安心で魅力的な公共サービスの提供
- (3)効率的・効果的な施設整備・運営による公共施設の総量圧縮や将来整備費用の軽減
- (4)日常も、非常時も、市民の暮らしを支える拠点としての環境整備や機能強化

3 「未来の学びの場」のめざす姿(コンセプト)

- 現状の南・北公民館、勤労青少年ホームを集約し、新たな生涯学習環境形成のための拠点施設として「出会うや発見のある交流拠点としての学びの場」に位置づける「(仮称)生涯学習センター」を整備するものとし、各小・中学校へ「地域交流ゾーン」を整備することによる「身近な居場所としての複数の学びの場」を組み合わせ、泉大津市全域をフィールドにした「学びのキャンパス」の形成をめざします。

＜泉大津市全域をフィールドにした「学びのキャンパス」の形成＞



4 「未来の学びの場」の施設整備のあり方

- (1)市民の生涯学習活動が継続できる切れ目のない施設整備
- (2)立地・アクセス性
- (3)計画・設計にあたっての市民意見の反映

- 「未来の学びの場」の施設整備を進める上では、現在様々な生涯学習活動に取り組んでいる市民の活動を継続できるよう、事業全体として切れ目のない施設整備を行います。
- (仮称)生涯学習センターは、様々な交流・学びを生むことや非常時でも機能継続を図ることが期待されるため、市域全体から訪れやすく、災害に対するリスクが低い場所に立地することが重要です。
- 利用者の使いやすさを確保するため、各生涯学習等の活動に取り組む団体をはじめとした市民の幅広い意見を取り込むことが重要です。

III 施設計画

1 (仮称)生涯学習センター

- (仮称)生涯学習センターについては、「出会うや発見のある交流拠点としての学びの場」として、様々な規模・種類の活動に対応した中心的な活動・交流拠点として位置づけます。
- 市民ニーズに対応した活動・交流拠点とするため、既存の南・北公民館及び勤労青少年ホームの諸室のうち、稼働率が高い諸室や施設の利用を促進する諸室、特定の利用目的のために必要な諸室を中心に整備することを想定します。
- 地震等の災害時にも施設機能を維持可能とする耐震性を備え、また、ライフライン(電力・通信・給排水・ガス等)が途絶えた場合においても、非常時の活動を継続できるよう、機能の維持・強化対策を行います。

▼整備対象地に求められる条件

中心性・拠点性	● 市内における新たな生涯学習環境及び交流拠点の形成に向け、既存及び将来の公共施設の配置等を踏まえた、中心性・拠点性を備えることができる立地であること
交通利便性	● 市域の中心部であり、市域のどこからでも訪れやすいアクセス性が良好な立地であること ● 車での交通利便性(幹線道路からのアクセス性、前面道路の幅員、十分な規模の駐車場が確保できる敷地面積など)の高い立地であること
防災性	● 大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、機能継続を図ることができるよう、これらの災害に対するリスクの低い土地であること
敷地要件・法令要件	● (仮称)生涯学習センターを整備できる敷地面積・土地形状などの敷地要件及び法令要件を満たすこと
他施設との連携可能性	● その他公共サービスの充実に向けた、周辺の公共施設等との近接性・連携可能性があること

- 上記の整備対象地に求められる条件及び市域全体の市有地の活用状況や計画の策定状況を踏まえ、全体最適の視点で様々な条件整理を全庁的に行った結果、(仮称)生涯学習センターの整備対象地は、泉大津市公営住宅等長寿化計画(平成31年3月)に基づき二田市営住宅との集約建替えが検討されている寿市営住宅の敷地として、現在活用されている市有地とします。

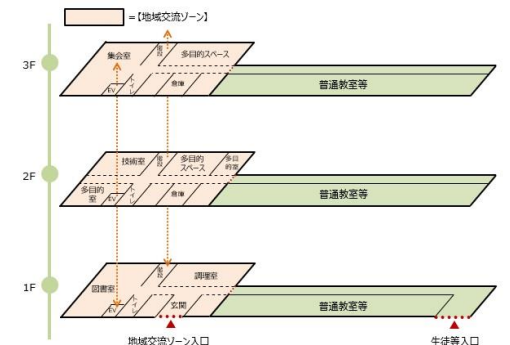
所在地	寿町	用途地域等	第1種中高層住居専用地域、準防火地域
敷地面積	約6,200㎡(公簿面積)	容積率/建ぺい率	200%/60%

2 地域交流ゾーン(小・中学校)

- (仮称)生涯学習センターと連携した身近な活動・交流の場としての機能を充実させるため、以下の諸室・機能を基本要件として、各学校・校区の取組状況や敷地制約等に応じた整備を行います。
- 地域交流ゾーンについては、整備が完了した時点から身近な地域活動の場として積極的な活用を推進します。

≫地域交流ゾーンの基本要件

- 地域住民が、学校の特別教室等を、学校教育活動を優先にしながら、日常的に利用できる活動スペース
- 地域住民と学校(児童・生徒)が一緒に利用する、交流空間としての地域開放型図書室
- 曜日や時間帯で分けて使用する



3 南・北公民館及び勤労青少年ホーム

- 各施設ともすでに老朽化が進んでいるため、適切な時期に廃止・解体撤去を行い、その機能や役割を、地域交流ゾーンへ分散又は(仮称)生涯学習センターへ集約する必要があります。
- ただし、生涯学習活動に取り組む市民の活動の場が継続できるよう、受け皿となる施設の整備等、活動継続のための環境が整うまでの間は、順次整備される小・中学校の地域交流ゾーンの活用を推進し、既存の南・北公民館及び勤労青少年ホームについては、適切な維持管理や必要な修繕等を行います。そして、(仮称)生涯学習センターの整備が完了したのちに、速やかに廃止・解体を行うこととします。

IV 配置計画

1 各施設の整備方針と事業スケジュール

- 各小・中学校の改修・建替のタイミングに合わせて、地域交流ゾーンの整備を進めます。なお、すでに改修・建替が完了している3校(戒小学校、条東小学校、旭小学校)については、地域交流ゾーンに類するエリアとして、図書室等の一部スペースの地域開放に取り組みます。
- (仮称)生涯学習センターは、寿市営住宅の移転が完了し、建物の解体撤去が完了し次第、順次施設整備を進めます。

《事業スケジュール》

泉大津市公共施設 適正配置基本計画 における計画期間	第2期		第3期	
対象期間	2022～2026年度 (R4～R8)	2027～2031年度 (R9～R13)	2032～2036年度 (R14～R18)	2037～2039年度 (R19～R21)
地域交流ゾーン	小・中学校の改修・建替に併せて順次整備			
(仮称)生涯学習センター		整備	供用開始	
南公民館・北公民館・ 勤労青少年ホーム	継続利用		解体撤去	
(参考)寿市営住宅		移転完了		
(参考)二田市営住宅		集約建替		

《地域交流ゾーンの整備スケジュール》

泉大津市公共施設 適正配置基本計画 における計画期間		第2期		第3期	
対象期間		2022～2026年度 (R4～R8)	2027～2031年度 (R9～R13)	2032～2036年度 (R14～R18)	2037～2039年度 (R19～R21)
小津 中学校区	小津中学校	供用開始			
	上條小学校		供用開始		
	条東小学校	供用開始			
東陽 中学校区	東陽中学校	※令和22年度以降に供用開始予定			
	旭小学校	※地域交流ゾーンに類するエリアをすでに整備			
	浜小学校		供用開始		
	条南小学校	※地域交流ゾーンに類するエリアをすでに整備			
誠風 中学校区	誠風中学校				供用開始
	戒小学校	※地域交流ゾーンに類するエリアをすでに整備			
	穴師小学校			供用開始	
	楠小学校		供用開始		

第2章 対象施設ごとの配置計画

～第2部 その他の教育施設～

1 施設計画

1 小・中学校(地域交流ゾーンを除く):校舎、体育館

- 校舎及び体育館ともに、公共施設適正配置基本計画において定めた方針に基づき、適切な維持管理を行いながら、改修や大規模改修、建替を進めます。

2 教育支援センター

- 泉大津市公共施設適正配置基本計画で示すとおり、機能の維持が必要です。教職員の資質向上を図る拠点施設であるとともに、学校や家庭における教育への適切な支援を行う上で不可欠な役割を担っていることから、教育支援センターが有する機能を踏まえた適切な整備地について、市域全体の現状に加え、将来に活用が可能となる敷地なども視野に選定していきます。

3 図書館(シーブラ)

- 移転・複合化が完了しており、適切な維持管理を行います。

4 織編館・文化財収蔵庫

- 市の文化財等は、現在分散している状況であることから、今後は、文化財等の効率的・効果的な保存・活用を考え、博物館機能を集約することを検討します。

5 池上曾根弥生学習館

- 適切な維持管理を行っていく一方で、空調設備などについては大規模な改修の必要性が見込まれることから、計画的な改修を検討する必要があります。また、本市教育委員会と和泉市教育委員会が中心となり、関係部局・関係機関・地域等が連携しながら保存と活用及び整備を進めていきます。

6 あすとホール

- あすとホールについては、PFI事業として令和12年度まで継続することから、事業実績や効果等の検証に加え、(仮称)生涯学習センターや各学校の地域交流ゾーンの整備状況を踏まえたうえで、今後の施設のあり方を検討します。また、施設の空調設備については耐用年数を超過しており、不具合も発生していることから改修が必要となっています。

7 おてんのう会館

- おてんのう会館については、コロナ禍により利用者の大幅な減少はあったものの、泉大津市公共施設適正配置基本計画において定めた方針で示すとおり、既に地域組織において管理運営されていることから、地域の実情に沿った地域移管を進めます。

8 総合体育館

- 泉大津市公共施設適正配置基本計画において定めた方針に基づき、適切な維持管理及び施設の環境整備を行うとともに、施設の長寿命化を図ります。また、必要に応じて利用料金の見直しを行い、利用者負担の適正化を図ります。

9 学校プール

- 学校プール施設における水泳授業については、天候や気温により授業時間確保が不安定となることや、プールの老朽化による維持管理や修繕費用の増大及びプール建替等の更新費用の負担等ハード面の課題、水泳授業に係る教員の負担及び水泳指導スキルのバラつきといったソフト面の課題があります。これらを踏まえ、学校プール施設のあり方については、適切な維持管理を行いながら、子どもたちの健全な体づくりと水泳技術の向上とともに教員の負担軽減を図ることを目的とした民間委託なども視野に入れた学校水泳授業の今後のあり方と併せて検討します。